



■ 資料編

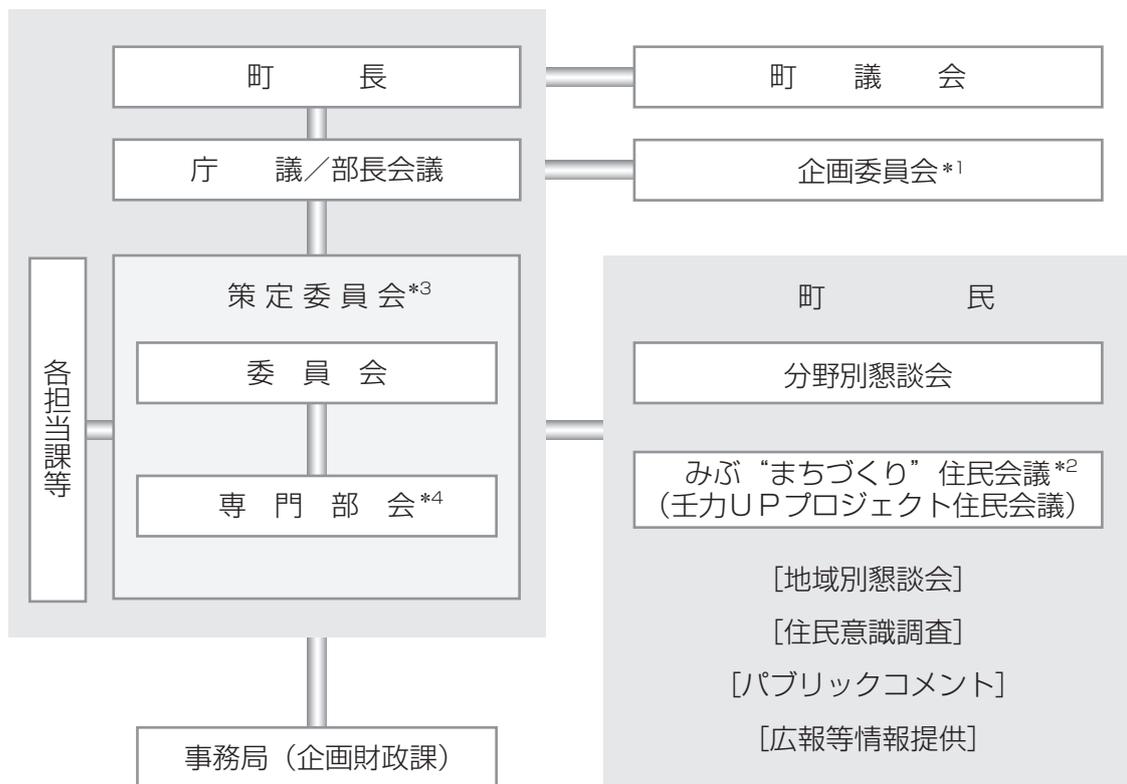
| | | |
|-----|------------------------------------|-----|
| 資－1 | 計画策定の体制と経緯 | 156 |
| 資－2 | 壬生町みぶ“まちづくり”住民会議(壬力UPプロジェクト住民会議)提案 | 169 |
| 資－3 | 用語解説 | 176 |
| 資－4 | 関連計画 | 178 |
| 資－5 | 施策体系表 | 180 |

資-1 計画策定の体制と経緯

策定の体制

総合計画策定のための全庁的な取り組み組織として、「策定委員会」を設置するとともに、市民参画と行政との協働の場として、町長の諮問に応じ計画を調査・研究するための「企画委員会」及び「みぶ“まちづくり”住民会議（壬カUPプロジェクト住民会議）」を設置しました。

また、必要に応じて、「分野別懇談会」や「地域別懇談会」、任意意識調査などで、町民ニーズの把握を行いました。



- * 1 企画委員会：公共団体等の役員、有識者、公募委員等により構成され、専門的見地より総合振興計画全般について協議し、可能な範囲で提言を行う。
- * 2 住民会議：まちづくりに関する幅広い住民意向の町政への反映を図るため、公募等により構成される。総合振興計画を含めた町政全般について意見を述べ、可能な範囲で提言を行う。
- * 3 策定委員会：計画案の審議、総合調整等を行う。〔課長級以上〕
- * 4 策定専門部会：計画案の検討、各担当課との連絡調整など実質的作業を行う。

(4) 生活環境部会

(5) 教育文化部会

(6) 産業振興部会

2 専門部会は、主査級以上のものをもって構成する。

3 部会長及び副部会長は、委員長が指名する。

4 部会長は、当該専門部会の運営にあたり、副部会長は部会長を補佐する。

5 専門部会は、計画策定に係る資料の収集及び基礎調査、現状分析等を行い、計画立案作業にあたるものとする。

(策定委員会及び専門部会の運営)

第7条 会議は、策定委員会にあつては委員長、専門部会にあつては当該部会長が、必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外のものの出席を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第8条 策定委員会は、振興計画策定に関し必要と認めたときは、学識経験者、関係行政機関その他関係団体等に対して、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(結果報告)

第9条 部会長は、専門部会における計画立案に係る調査研究の結果及び成果を委員長に報告しなければならない。

(総合振興計画の決定)

第10条 総合振興計画は、策定委員会の原案に基づき、町長が決定する。

この場合において、基本構想及び基本計画については、あらかじめ壬生町企画委員会に諮問する。

2 基本構想については、町議会の議決を経て決定する。

(庶務)

第11条 策定委員会の庶務は、企画財政課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日（平成6年5月10日）から適用する。

改正文（平成19年3月15日告示第38号）抄

改正文（平成20年3月13日告示第11号）抄

平成20年4月1日から適用する。

資-1 計画策定の体制と経緯

壬生町第5次総合振興計画後期基本計画策定委員会 名簿

(平成23年3月時点)

| 役職名 | 職名 | 氏名 | 役職名 | 職名 | 氏名 |
|------|--------|-------|--------|----------|-------|
| 委員長 | 副町長 | 森田 益夫 | 委員 | 保険環境課長 | 戸崎 義男 |
| 副委員長 | 総務部長 | 須釜 修一 | 委員 | 農務課長 | 梁島 照一 |
| 委員 | 教育長 | 落合 範子 | 委員 | 商工観光課長 | 伊藤 幸男 |
| 委員 | 民生部長 | 鈴木 良男 | 委員 | 建設課長 | 渡辺 稔夫 |
| 委員 | 経済部長 | 石村 進 | 委員 | 都市計画課長 | 小久保 誠 |
| 委員 | 建設部長 | 村上 立夫 | 委員 | 水道課長 | 若林 房司 |
| 委員 | 上下水道部長 | 鈴木平八郎 | 委員 | 下水道課長 | 落合 広美 |
| 委員 | 教育次長 | 寺内 光男 | 委員 | 学校教育課長 | 高山 嗣男 |
| 委員 | 会計管理者 | 木野内友明 | 委員 | 生涯学習課長 | 中川 正人 |
| 委員 | 総務課長 | 根津 文夫 | 委員 | スポーツ振興課長 | 山井 勲 |
| 委員 | 税務課長 | 栗原 隆 | 委員 | 議会事務局長 | 坂田 和男 |
| 委員 | 町民生活課長 | 伊藤 國知 | 委員 | 農業委員会事務局 | 松本 辰夫 |
| 委員 | 健康福祉課長 | 小平 政美 | 委員兼事務局 | 企画財政課長 | 斎藤 喜重 |

壬生町第5次総合振興計画後期基本計画専門部会 名簿

(平成23年3月時点)

◎：部会長 ○：副部会長

| 部会 | 氏名 | | | |
|--------|--------|--------|-------|-------|
| 行財政部会 | ◎大垣 勲 | ○杉山 隆宏 | 白井 浩一 | 人見 賢吉 |
| | 三上 賢一 | 若林 俊彦 | | |
| 保健福祉部会 | ◎神永 喜市 | ○桑川 延夫 | 岩崎 賢治 | 桑川 孝士 |
| | 小谷野 猛 | 中村 隆伸 | | |
| 基盤整備部会 | ◎山重 利子 | ○平石二美夫 | 赤羽根和男 | 石塚 哲夫 |
| | 神永 全始 | 佐々木正裕 | 杉山 隆宏 | 林 光一 |
| | 増田 茂 | 葭葉 丈清 | | |
| 生活環境部会 | ◎大垣 成仙 | ○太田 弘人 | 池田 茂 | 出井美智子 |
| | 岩崎 賢治 | 大房 智行 | 金田 京子 | 佐々木正裕 |
| | 篠原 一雄 | 梁島 紀夫 | | |
| 教育文化部会 | ◎玉田 英二 | ○野澤 栄 | 奥山 一起 | 君島 利行 |
| | 笹崎 明 | 杉山 隆宏 | 辻 恵美 | 戸室佐代子 |
| | 野口 悟 | 安武 裕一 | 若林 俊彦 | |
| 産業振興部会 | ◎篠原 一雄 | ○佐々木正裕 | 川又 孝司 | 桑川 洋一 |
| | 渡辺 弘子 | | | |

昭和43年5月13日
条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、壬生町企画委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて壬生町総合振興計画の企画、調整及びその実施に関し必要な調査及び審議を行わせるため、壬生町企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 公共的団体等の役員及び学識経験を有する者
- (2) 公募による住民

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、委員を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第19号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成10年4月16日から施行する。

附 則(平成18年条例第7号)

この条例は、平成18年4月16日から施行する。

附 則(平成21年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に企画委員会の委員に任命されている委員のうち、町議会の議員の任期は、平成22年3月31日までとする。

資－１ 計画策定の体制と経緯

■ 壬生町企画委員会規程

昭和43年10月18日
訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、壬生町企画委員会条例（昭和43年壬生町条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、壬生町企画委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条第2項各号の委員数は、次の各号のとおり定めるものとする。

- (1) 公共的団体等の役員及び学識経験を有する者 12人以内
- (2) 公募による住民 4人以内

2 条例第3条に規定する委員のほか、委員会の目的達成に必要な助言を求めため、委員会に参与及び顧問を置くことができる。

3 参与及び顧問は、若干人とし、町長が委嘱する。

(専門委員)

第3条 専門的事項を調査、審議させるため、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから委員会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員改選後に初めて委員会を開催する場合は、町長が招集する。

(事務局)

第5条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及びその他の職員をもって構成する。

3 事務局長及びその他の職員は、町長が任命する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て決定する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和43年6月5日から適用する。

附 則（平成18年訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月16日から施行する。

附 則（平成21年訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

■ 壬生町企画委員会名簿

(平成22年4月16日現在：敬称略)

| 役職名 | 氏名 | 選出区分 |
|-----|--------|--------------------|
| 会長 | 中嶋 正 | 前農業委員会委員 |
| 副会長 | 小倉 武 | 国際交流会長・前教育委員 |
| 委員 | 布施木 善作 | 自治会連合会長 |
| 委員 | 佐山 静江 | 獨協医科大学病院看護部長 |
| 委員 | 村上 祥子 | 次世代女性リーダー事業終了者 |
| 委員 | 伊藤 充哉 | 都市計画審議会委員 |
| 委員 | 松本 英子 | 消費者友の会副会長 |
| 委員 | 関本 和夫 | 消防団長 |
| 委員 | 鈴木 正浩 | 体育指導委員会長 |
| 委員 | 熱田 幸一 | おもちゃ団地協同組合理事 |
| 委員 | 坂田 壽子 | 農村生活研究グループ会長・女性農業士 |
| 委員 | 手塚 光一 | 元商工会青年部長 |
| 委員 | 増淵 博 | 公 募 |
| 委員 | 阿久津 久雄 | 公 募 |
| 委員 | 松島 正年 | 公 募 |

■ 第2回企画委員会



■ 第3回企画委員会



資－１ 計画策定の体制と経緯

壬企調第22号
平成22年6月18日

壬生町企画委員会
会長 中嶋 正 様

壬生町長 小 菅 一 弥

諮 問 書

「壬生町第5次総合振興計画後期基本計画」の策定について、壬生町企画委員会条例第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成22年10月4日

壬生町長 小菅一弥様

壬生町企画委員会
会長 中嶋 正

答 申 書

平成22年6月18日付け壬企調第22号をもって諮問のあった「壬生町第5次総合振興計画後期基本計画」の策定について、下記の内容のとおり答申します。

記

- 一、企画委員各々の意見の趣旨を十分理解し、可能な限り計画各項目に反映されたい。
- 一、企画委員の意見は行政横断的な対応が必要となる側面も持つことから、重点プロジェクトへの反映を検討されたい。
- 一、特に、人口減少社会という潮流の中で、人を増やしていく方策を計画書へ盛り込まれたい。
- 一、計画期間中も地域の状況把握につとめ、計画内容を具体的成果へつないでいくよう取り組まれたい。
- 一、文章の表現・デザイン等、読みやすく、わかりやすい計画書とされたい。

資-1 計画策定の体制と経緯

壬生町分野別懇談会 名簿

(平成23年3月時点)

| 部 会 | 氏 名 | 選 出 区 分 |
|--------|-------|----------------------|
| 行財政部会 | 森田 幸男 | 睦地区コミュニティ推進協議会会長 |
| | 瓦井 研三 | 安塚地区コミュニティ推進協議会会長 |
| | 荒川 憲司 | 自治会連合会副会長 |
| | 桑川 邦夫 | 自治会連合会副会長 |
| | 高山 征夫 | 固定資産評価審査委員会 |
| | 大場 伸一 | 選挙管理委員会 |
| | 稲見 孝子 | 個人情報保護審議会職務代理 |
| 保健福祉部会 | 中村 安宏 | 民生委員児童委員協議会会長 |
| | 八木 裕子 | 母子保健推進員 |
| | 小林美奈子 | 母親クラブ会長 |
| | 橋本 佐一 | 老人クラブ連合会会長 |
| | 瀬戸 洋子 | ひまわり会会長 |
| | 田中 一男 | 身体障害者福祉会会長 |
| | 松野 直之 | せせらぎ学園 |
| 基盤整備部会 | 杉本 清 | 都市計画審議会職務代理者 |
| | 須藤 重雄 | 壬生町土地改良区副理事長 |
| | 渡邊 一雄 | 壬生町土地改良区副理事長 |
| | 松井 晴夫 | 農業委員会会長 |
| | 中川 又次 | 農業委員会職務代理者 |
| | 大橋 公一 | 栃木県下都賀郡建築士会理事 |
| 生活環境部会 | 鴛田 卓哉 | 壬生町防犯組合連絡協議会会長 |
| | 小峰 馨 | 保健委員会副会長 |
| | 澤田 久枝 | 消費者友の会副会長 |
| | 平石 邦次 | 壬生町交通安全協会会長 |
| | 野口 栄子 | 壬生町交通安全母の会会長 |
| | 島田 武雄 | 壬生町交通指導員連絡会会長 |
| | 大畑 トシ | 壬生町女性防火クラブ会長 |
| 教育文化部会 | 池 節子 | 教育委員・遊学塾・子育て支援ポケット |
| | 福田 静江 | 社会教育委員委員長 |
| | 黒川 正邦 | 文化財保護審議会 |
| | 疋田 周二 | 総合型スポーツクラブ設立準備委員会委員長 |
| | 中島 義家 | 体育指導委員副会長・体育協会副会長 |
| | 高橋 鉄夫 | 文化協会会長 |
| | 栗原 芳子 | 女性団体連絡協議会会長 |
| | 齋藤 典孝 | 子ども育成会連絡協議会会長 |
| 産業振興部会 | 落合 義治 | 認定農業者協議会会長 |
| | 大橋 和枝 | 壬生町農村生活研究グループ協議会副会長 |
| | 小林 俊雄 | 壬生町商工会会長 |
| | 野澤 修二 | 壬生町商店会会長 |
| | 栃木 卓夫 | おもちゃ団地協同組合事務局長 |
| | 篠原 健次 | 壬生町干瓢生産流通推進協議会会長 |
| | 三上 光一 | 中核農家懇談会会長 |



平成16年12月 8日
告示第94号
改正 平成18年12月15日

(目的)

第1条 住民の意見を町政に積極的に取り入れることにより、住民と行政の協働によるまちづくりを推進する為、みぶ"まちづくり"住民会議（以下「住民会議」という。）を設置する。

(取組事項)

第2条 住民会議は、まちづくり等において参考となる意見や情報等を広く出し合いながら、町政への関心や参加意欲の向上を図るとともに、町の政策形成において参考となる意見・情報等を町長に提言することができるものとする。

(町長の責務)

第3条 町長は、提言された住民会議の意見や情報等について、町政の運営を図るうえで参考とするものとする。

(組織)

第4条 会員は、公募に応募したものの中から町長が委嘱する。

(公募対象者)

第5条 前条に規定する公募の対象者は、18歳以上であって、町内に住所を有する者又は町内に通勤、通学している者とする。

(報酬)

第6条 会員の報酬は、無報酬とする。

(任期)

第7条 会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第8条 住民会議に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

2 会長は、住民会議の会務を総理し、住民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 住民会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り、会長が定める。

制定文 抄

平成16年12月24日から適用する。

改正文（平成18年12月15日告示第92号） 抄

平成18年12月8日から適用する。

資-1 計画策定の体制と経緯

壬生町みぶ"まちづくり"住民会議名簿

(平成21年9月時点)
◎:リーダー ○:サブリーダー

| グループ | メンバー | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| 医療福祉 | ◎ 柴崎 享子 | ○ 斉藤 正雄 | 高山 祐司 |
| | 北條 舞 | 前原 圭子 | 渡辺 邦彦 |
| 教育文化 | ◎ 山本 忠男 | ○ 大垣 延子 | 泉 嘉郎 |
| | 小林 昌巳 | 田村 正敏 | 横田 妙子 |
| 環境保全・産業振興 | ◎ 大栗 正徳 | ○ 小谷野 進 | ○ 船橋 文雄 |
| | 石山 茂夫 | 梅山 忠昭 | 大久保 正子 |
| | 大橋 正雄 | 中尾 靖一郎 | 堀口 路子 |
| | 山川 勝三 | | |

■ ワークショップ



■ 提案発表会



■ 壬生まちづくりカルタ表彰式



■ 後期基本計画策定の経緯

| 年月日 | 内 容 |
|----------|------------------------|
| 平成21年10月 | 計画策定合同説明会 |
| | 第1回企画委員会 |
| 11月～12月 | 住民意識調査 |
| 平成22年2月 | 専門部会 |
| | 予備ヒアリング調査の実施 |
| 3月 | 策定委員会 |
| 4月～5月 | 住民意識調査結果公表（広報誌、ホームページ） |
| 6月 | 企画委員会（諮問） |
| | 分野別懇談会 |
| | みぶ“まちづくり”住民会議からの提案発表 |
| 7月 | 地域別懇談会 |
| 8月 | 専門部会（3回開催） |
| 9月 | 策定委員会 |
| 10月 | 企画委員会（答申） |
| | 庁 議 |
| | パブリックコメント |
| 12月 | 議会報告 |
| 平成23年3月 | 計画の決定・公表 |

提 案 の 内 容

① グループ名【愛 称】

スマイル呼び込む 壬生レンジャー！

② キャッチフレーズ【一番言いたいこと・目標・スローガン】

みんなでスマイル、笑顔が溢れる町 みぶ
—ピース・ハート・ラブ—

③ 提案の理念とテーマ【基本的な考え方】

私たちの住む壬生町には、自然豊かな環境に恵まれ、歴史や文化、おもちゃなど様々な資産が存在します。

そんな魅力（壬力）を有する壬生町での生活が安心でき、みんなが笑顔でエンジョイでき、充実したハッピーライフを過ごすことのできる壬生町を目指し、「医療福祉」の観点から3つの提案を行います。

【提案1：地域スマイル"ピース"プロジェクト】

住民が安心して、健康で暮らすことのできる、地域で支え合う福祉のまちづくりを行い、地域全体の笑顔を増やすことを目指します。

【提案2：高齢者・障がい者スマイル"ハート"プロジェクト】

出産や育児などの子育て環境を充実させると共に、ママさん同士の交流を増やし、愛情や温もりに満ちたまちづくりを行い、ママさんの笑顔を増やすことを目指します。

【提案3：ママさんスマイル"ラブ"プロジェクト】

高齢者・障がい者を大切にしていける、真心のある優しいまちづくりを行うと共に、元気でイキイキとした楽しみの感じられるまちづくりを行い、高齢者・障がい者の笑顔を増やすことを目指します。



資-2 壬力町みぶ“まちづくり”住民会議(壬力UPプロジェクト住民会議)提案

④ 提案の体系と内容【提案の主旨・取り組み内容】

◎は特に大切と考える項目

【提案1：地域スマイル"ピース"プロジェクト】

◆みんなで助け合い、支え合う地域づくりプロジェクト

- ◎地域による見守り体制づくり
- ◎福祉ボランティアの育成
- 交流の機会のPRと活用
- 福祉施設への利便性向上

◆地域住民の健康管理プロジェクト

- ◎巡回方式による集団検診の実施（インフルエンザ）
- 病院施設の充実

【提案2：高齢者・障がい者スマイル"ハート"プロジェクト】

◆安全で安心して暮らしていける体制づくりプロジェクト

- ◎高齢者110番の創設
- ◎介護に関する知識講座のPR方法の検討
- 生涯現役 高齢者健康づくり
- 高齢者施設のPR
- 健康福祉課（高齢福祉係）のPRの充実
- 高齢者・障がい者・母子家庭の医療費無料化の実施
- 高齢者施設の新設検討
- 介護予算の拡大
- 介護保険の活用
- バリアフリー化の推進

◆生きがい、働きがいを感じられるまちづくりプロジェクト

- ◎高齢者の生きがいづくり
- 65歳以上の老人会加入の義務化推進

【提案3：ママさんスマイル"ラブ"プロジェクト】

◆子育て支援体制づくりプロジェクト

- ◎より充実した女性検診の実現
- ◎子どもの医療費申請料の完全無料化
- 妊産婦が安心して相談できる機会づくり
- 妊産婦が利用しやすい施設づくり

◆ママさんネットワークづくりプロジェクト

- ◎妊産婦のネットワークの推進（ママ専用のホームページ作成）

- その他
- 町役場等の道路の拡幅と駐車スペースの確保
 - わんぱく公園等を利用したイベントの充実
 - 道の駅の交流機能の充実
 - 水道事業の適正な運営
 - 共同墓地の検討
 - 男女共同参画の推進

① グループ名【愛 称】

夢みらいクラブ

② キャッチフレーズ【一番言いたいこと・目標・スローガン】

人と人 心と心がふれあい
未来へつなぐまちづくり

③ 提案の理念とテーマ【基本的な考え方】

壬生町で暮らしているすべての人が、文化や教育を通して、人と人のつどいやふれあいなどのコミュニケーションや、未来に向けた人づくりを大切し、積極的にまちづくりに取り組むことで、「活力」、「笑顔」、「安心」、「夢」、「希望」のある壬生のまちを実現していくため、以下の3つのプロジェクトを提案します。

【提案1：人と人が交流できる文化づくりプロジェクト】

壬生町の文化活動やスポーツなどの人と人のつどいを大切にするすることで、「活力のあるまち」を目指します。

【提案2：笑顔が似合う暮らしづくりプロジェクト】

壬生町のみんながふれあいを大切にするすることで、「笑顔が似合うまち」や「安心で住みよいまち」を目指します。

【提案3：未来につなぐ人づくりプロジェクト】

学びの場づくりや、人づくりに積極的に取り組むことで、みんなが「夢と希望を実現するまち」を目指します。



資-2 壬力町みぶ“まちづくり”住民会議(壬力UPプロジェクト住民会議)提案

④ 提案の体系と内容【提案の主旨・取り組み内容】

◎は特に大切と考える項目

【提案1：人と人が交流できる文化づくりプロジェクト】

■ 多彩な文化活動を促進するプロジェクト

- 町民講座等の生涯学習の継続
- 町民のサークル活動の充実
- ◎ 趣味活動の場の充実と積極的な情報提供
- ◎ フリーマーケット等のイベントの拡充と常設化
- ◎ 文化交流の推進
- 文化行事の広報の推進
- ◎ スポーツ交流の充実

■ 歴史・文化資源を活かす壬力づくりプロジェクト

- ◎ 古墳や平地林の観光資源としての整備と活用
- ◎ 古墳の資料づくり
- ◎ ふるさとまつりの充実

【提案2：笑顔が似合う暮らしづくりプロジェクト】

■ みんなが住みよい暮らしづくりプロジェクト

- ◎ 自治会・コミュニティ活動の充実と交流の促進
- コミュニティ基本計画の策定
- ◎ 駅と施設を結ぶバス路線の整備推進
- ◎ 子育て家庭への支援
- 放課後児童への支援体制づくり
- 児童館・公園等の子どもの遊び場の充実と活用
- 外国人どうしの交流の場づくり
- ◎ 外国人向けの情報提供の検討
- 外国人の受け入れ支援体制の検討
- 通訳ボランティアの活用
- 安全ボランティアの充実
- 効率的な消防体制の充実
- 平地林の保全と活用

■ 高齢者の生きがいづくりプロジェクト

- ◎ 老人会への参加の促進
- ◎ 高齢者の地域コミュニティへの参加の推進と支援
- ◎ 高齢者の活動の場づくり

【提案3：未来につなぐ人づくりプロジェクト】

■ 壬生の歴史、伝統、技術を次世代に伝承するプロジェクト

- ◎ 若者への技術の伝承
- ◎ 文化に触れる機会の創出
- ◎ 文化講座への参加の促進

■ 地域ぐるみで夢を育む学びづくりプロジェクト

- ◎ 幼稚園・保育園・小学校の連携の検討
- ◎ 子ども育成会等の見直し
- 就職相談や進学相談等の支援体制づくり
- ◎ 学校OB等の社会人による出前講座の拡充
- 子どもの体験学習や講座の充実
- 職場体験の活用と拡充
- 放課後の部活動やクラブ活動等の参加促進

① グループ名【愛 称】

エンジョイまちおこし隊

② キャッチフレーズ【一番言いたいこと・目標・スローガン】

みんなで「宝」を探そう・育てよう！

③ 提案の理念とテーマ【基本的な考え方】

壬生町に住む多くの人々の暮らしがもっと充実したものとなること、農業や商工業などの産業全般がより活性化していくこと、そして、壬生町の宝である多くの地域資源の活用や誇れる自然環境の保全・育成を目指し、壬生町全体が盛り上がっていくための提案を行います。

【提案1：生活充実プロジェクト】

安心・安全で快適な暮らしづくりや、誰もが活躍できる暮らしづくりなど、元気・活力のある暮らしづくりに取り組むことで、充実した生活ができるまちを目指します。

【提案2：産業活性化プロジェクト】

みんなで育む多様な農業づくりや、個性と活力のある商工業づくりなどに取り組み、まちおこしに繋げることで、産業が活性化したまちを目指します。

【提案3：やさしい環境プロジェクト】

地域資源を活用した観光づくりや、自然環境を守り・育て、誰もが暮らしやすい環境づくりに取り組むことで、やさしさがあふれるまちを目指します。



【ピッピ】



【ミーナ】

©柘あおい



【壬雷ちゃん】

資-2 壬力町みぶ“まちづくり”住民会議(壬力UPプロジェクト住民会議)提案

④ 提案の体系と内容【提案の主旨・取り組み内容】

◎は特に大切と考える項目

【提案1：生活充実プロジェクト】

●安心・安全で快適な暮らしづくりプロジェクト

- 生活防犯や児童犯罪の防止
- 地域防犯体制の充実
- 夜間安全の街路灯の設置推進
- ◎里山の維持管理と活用
- ◎家族の記念樹(里親)プロジェクト
- 植林による自然環境の再生
- 河川改修や遊歩道整備等による自然環境の再生と活用
- ◎公園など公共施設のわかりやすい案内環境の充実
- ◎公園内サービスの充実(傘、ベビーカー等)
- リサイクル活動・ゴミ対策の積極的推進
- ペットマナーの向上
- 共同墓地の検討
- 水道事業の適正な運営

●誰もが活躍できる暮らしづくりプロジェクト

- 壬力UPプロジェクト提案の尊重
- ◎自治会活動のPRと組織の充実・活性化
- ◎ボランティア活動の推進
- 地域ボランティア団体の育成・活性化
- 協働のまちづくりの推進
- 教育環境の充実
- 青少年教育の充実
- 男女共同参画社会(学校教育)の実現
- 愛郷心のある若者を育てる方法の検討
- ◎人材育成のための交流の推進

【提案2：産業活性化プロジェクト】

●みんなで育む多様な農業づくりプロジェクト

- 使いやすい農地整備の推進
- ◎町民農園や共同経営等による遊休農地の有効利用
- ◎遊休農地を活用する環境づくり
- 農業経営投資の効率化
- ◎農業後継者の育成の推進
- ◎新規就農しやすい環境づくり
- 町民が農業に親しむための講座等の教育の推進

●個性と活力のある商工業づくりプロジェクト

- 企業の紹介やPRの推進
- かんぴょう等の地元名産品のPRの推進
- 農商工の連携による活性化の促進
- 地域と企業の連携の強化
- ◎収益性の高いブランドの開発
- ◎個性的な商店街づくりと活性化
- 空店舗の活用推進
- ◎新規開業者の育成と支援
- ◎飲食店の出店支援策の検討
- 商店主への支援対策の推進
- 商店主の意識・経営改善
- ◎ブランドとなる魅力的な飲食店づくり
- おもちゃのまちの賑わいの創出
- ◎フェスタ in おもちゃのまちの再興と支援

【提案3：やさしい環境プロジェクト】

●地域資源を活用した観光づくりプロジェクト

- 道の駅の観光への活用
- おもちゃのまち駅の活用
- 様々なまちなか駐車場の確保
- ◎古墳の駐車場整備等の利便性の向上
- おもちゃ博物館の町民向けサービスの充実
- 道の駅を利用した壬生名産品の販売の促進
- 円滑な道路ネットワークの充実
- 公共交通の充実
- 観光協会等の組織の充実
- 遊歩道、散歩道の充実
- 道の駅の店舗等の施設の充実
- ◎古墳めぐりのルートの整備
- ◎歴史・文化を中心とした周遊コースの設定と活用
- 壬生の歴史マップづくり
- 東雲公園の利用促進
- 壬生の歴史のPR
- 古墳のPRの推進
- 壬生のカルタづくり等の検討
- 語り部等による壬生の歴史の継承
- 公衆トイレの設置推進

●自然環境を守り・育てるプロジェクト

- ◎環境共生型の河川空間の推進
- 河川の整備と改修の促進
- ◎河川沿いの遊歩道整備の推進
- 豊かな自然を活用したわんぱく公園の充実
- ◎ウォーキングコース整備等による自然学習機会の創出
- 身近な公園の整備推進
- ◎魅力的な公園づくりの推進

資

■ 地域包括支援センター 【P65】
平成18年度において、北と南、町内に2カ所設置された。高齢者の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する、介護予防推進の中核的施設。「総合相談・支援事業」「介護予防マネジメント」「権利擁護のための援助事業」等を行う。

■ 地域防災計画 【P90,179】
地域にかかわる防災対策を定め、防災活動を効果的に実施するための総合的な計画。

■ 地域力 【P76】
地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自立的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。

■ 地区計画 【P79,85】
良好な都市環境の整備と保全を図るために地区独自のまちづくりのルールを定める地区単位の都市計画。

■ 町営住宅ストック 【P113】
町が保有している町営住宅。

■ 超高齢社会 【P62,112】
一般に高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と呼んでいる。明確な定義はないが、今後到来が予想される高齢化率の一段と高い社会を指して「超高齢社会」と呼ぶことがある。

■ T・T授業 【P126】
T・Tはチーム・ティーチングの略。
T・T授業とは、学級数を超えた人数で行う授業のこと。1学級を2名の教員で指導したり、2学級を3グループに分け、3名の教員がそれぞれを指導したりすること。

■ 道州制 【P21】
北海道の以外の地域に数個の州を設置し、それらの道州に現在の都道府県より高い地方自治権を与える将来構想上の制度を指す。

■ とちぎ子どもワールドV 【P148,149】
子供をテーマとした壬生町おもちゃ博物館・とちぎわんぱく公園・おもちゃのまちバンダイミュージアム・とちのきファミリーランド・わくわくグランディ科学ランドの5つの施設を総称して呼ぶ。

■ DV（ドメスティックバイオレンス） 【P135】
配偶者・パートナーからの身体的・精神的な暴力のこと。

■ ナ行

■ 認知症 【P70,71】
脳血管疾患、アルツハイマー病等により記憶機能やその他の認知機能が低下し、日常生活に支障が生じている状態。

■ ハ行

■ ハザードマップ 【P179】
住民に対して浸水想定区域、防災情報を公表し、日頃からの準備（心構え）等、円滑かつ迅速な避難確保を図り、住民の防災力向上に資する、地域マップ。

■ バリアフリー【P18,54,55,80,81,96,112,113,120,171】
障がいのある人が生活の中で障壁（バリア）となっているものを取りのぞくこと。

■ PFI 【P41】
「Private Finance Initiative」の略。社会資本整備や質の高い公共サービスの提供に際して、民間資金や経営ノウハウを使うというもの。

■ 複式学級 【P126】
小学校において、児童数が2つの学年で16人以下の場合（1年生を含む場合は8人以下）、中学校においては、生徒数が2つの学年で8人以下の場合、2つの学年で1学級とする。

■ フルタイム・ティチャー 【P126】
複式学級に対し、複数教員による授業を行うことにより、通常一人の教員が2学年の授業を受け持つデメリットを解消し、基礎学力向上を支援する。学年担任として正規の教員とほぼ同様の勤務態勢を取っている。

■ ブロードバンド 【P45】
広帯域通信網のことで、高速で大容量の情報を送受信できるアクセス回線。

■ ヤ行

■ 野菜クラスター事業 【P141】
栃木県南公設地方卸売市場内未利用地へ食品関連企業を誘致することにより、当該企業が場内の卸売業者から原材料を安定的にまとめて仕入れることで卸売業者の売上増を図り、また未利用地からも施設使用料を得ることを目的とした事業。

■ ユニバーサルデザイン 【P21,112】
バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障がいのある人にとっても、高齢の人にとっても、若年層にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方。

■ ユビキタスネットワーク社会 【P21】
あらゆるところで利用可能なネットワーク社会をさす。（野村総合研究所が1999年頃から提唱し始めたとされている）

■ 要介護（要支援）認定 【P62,70,71】
介護給付を受けようとする被保険者が要介護者に該当すること、及び該当する要介護状態区分について受ける市町村の認定のこと。

■ ラ行

■ ライフサイクルコスト 【P109】
建物にかかる生涯コスト。

■ レセプト 【P71】
診療報酬明細書の通称。保険医療機関が診療を行った医療費を町国民健康保険等に対して請求する診療報酬請求書に添付する書類。

■ ワ行

■ ワークライフバランス（仕事と生活の調和）【P134】
男女が共に、人生の各段階において、仕事・家庭生活・地域生活・個人の啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のことを指す。

資-4 関連計画

■ 関連計画

2 いのちが輝く元気な地域社会を創る

- | | | | |
|-------------------|--------------------------|-----------|-----|
| ■ 健康みぶ21計画 | <input type="checkbox"/> | 平成22年度 策定 | 【A】 |
| ■ すこやか みぶっこ 育成プラン | <input type="checkbox"/> | 平成21年度 策定 | 【C】 |
| ■ 第4期壬生町高齢者保健福祉計画 | <input type="checkbox"/> | 平成20年度 策定 | 【D】 |
| ■ 壬生町障がい者基本計画 | <input type="checkbox"/> | 平成18年度 策定 | 【E】 |
| ■ 壬生町障がい者福祉計画 第2期 | <input type="checkbox"/> | 平成20年度 策定 | 【E】 |
| ■ 壬生町特定健康診査等実施計画 | <input type="checkbox"/> | 平成20年度 策定 | 【F】 |
| ■ 壬生町介護保険事業計画 | <input type="checkbox"/> | 平成20年度 策定 | 【F】 |

3 調和のとれた元気なまちを創造する

- | | | | |
|------------------|--------------------------|-----------|-----|
| ■ 壬生町土地利用調整基本計画 | <input type="checkbox"/> | 平成17年度 策定 | 【A】 |
| ■ 壬生町都市計画マスタープラン | <input type="checkbox"/> | 平成18年度 策定 | 【A】 |
| ■ 虹の杜ニュータウン地区計画 | <input type="checkbox"/> | 平成21年度 策定 | 【D】 |
| ■ みぶ羽生田産業団地地区計画 | <input type="checkbox"/> | 平成22年度 策定 | 【D】 |

4 安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する

- | | | |
|-----------------------|-------------|-----|
| ■ 壬生町地域防災計画 | □ 平成20年度 策定 | 【A】 |
| ■ 壬生町防災マップ（洪水ハザードマップ） | □ 平成21年度 策定 | 【A】 |
| ■ 壬生町水防計画 | □ 平成21年度 策定 | 【A】 |
| ■ 壬生町耐震改修促進計画 | □ 平成21年度 策定 | 【A】 |
| ■ 第8次交通安全計画 | □ 平成18年度 策定 | 【C】 |
| ■ 緑の基本計画 | □ 平成11年度 策定 | 【E】 |
| ■ 水道事業整備計画 | □ — | 【H】 |
| ■ 生活排水処理構想 | □ 平成22年度 策定 | 【I】 |
| ■ 下水道全体計画 | □ 平成21年度 策定 | 【I】 |
| ■ 宇都宮地域循環型社会形成推進地域計画 | □ 平成21年度 策定 | 【I】 |
| ■ 壬生町住宅マスタープラン | □ 平成21年度 策定 | 【J】 |
| ■ 壬生町高齢者保健福祉計画 | □ 平成20年度 策定 | 【J】 |

5 個性が輝き文化が薫る、学びの社会を実現する

- | | | |
|----------------|-------------|---------|
| ■ 生涯学習基本計画 | □ 毎 年 度 策 定 | 【A,B,E】 |
| ■ 壬生町学校教育計画 | □ 毎 年 度 策 定 | 【C】 |
| ■ スポーツ振興基本計画 | □ 毎 年 度 策 定 | 【D】 |
| ■ 壬生町男女共同参画プラン | □ 平成19年度 策定 | 【F】 |

6 活気に満ちた豊かで元気なまちを創る

- | | | |
|-------------|-------------|-----|
| ■ 壬生町食育推進計画 | □ 平成22年度 策定 | 【C】 |
|-------------|-------------|-----|

資-5 施策体系表

1 健全な地方自治を確立する

1-A 住民主体と連携のまちづくりを推進する

| | | | |
|-----------------|-----------------|--------------------------|-----|
| 1 コミュニティ活動の推進 | 11 コミュニティ活動の促進 | 111 コミュニティ基本計画の策定 | 【町】 |
| | | 112 コミュニティ活動の充実 | 【町】 |
| 2 活動環境の支援・組織の育成 | 21 環境の整備 | 211 コミュニティ運営施設の維持・整備及び支援 | 【町】 |
| | 22 地域住民組織の育成 | 221 自治会組織の充実とPR活動 | 【町】 |
| | 23 個性ある団体・地域づくり | 231 NPO・ボランティア団体育成等 | 【町】 |

1-B 住民と協働のまちづくりを進める

| | | | |
|----------------|-----------------------|------------------------------|-----|
| 1 協働のまちづくりの推進 | 11 協働のまちづくり推進に向けた環境整備 | 111 協働のまちづくり指針の策定と自治基本条例の検討 | 【企】 |
| 2 住民参画の促進 | 21 広報・広聴の充実 | 211 広報紙の発行と充実 | 【企】 |
| | | 212 インターネット等を活用した情報の収集・提供 | 【企】 |
| | 22 住民参画機会の拡充 | 221 地域会議の開催 | 【町】 |
| | | 222 公募住民会議の開催 | 【企】 |
| | | 223 各種審議会等附属機関委員の公募制 | 【企】 |
| | | 224 パブリックコメント制度の積極的な運営 | 【企】 |
| 3 身近な行政サービスの確立 | 31 親切的な住民サービスの提供 | 311 各部署における身近で相談しやすい体制づくりの推進 | 【企】 |
| | 32 施設の充実 | 312 生活支援サービス情報の効果的な提供 | 【企】 |
| | 33 公共施設の適正配置 | 321 利便性の高い快適な庁舎や公共公益施設の整備 | 【総】 |
| | | 331 地域バランスのとれた公共施設の配置・運営 | 【総】 |

1-C 行政経営基盤を向上する

| | | | |
|------------------|------------------------|-----------------------|-----|
| 1 政策形成機能の強化 | 11 審議会及び執行体制・機能の整備、充実 | 111 迅速かつ効果的な政策意思決定の実施 | 【企】 |
| | 12 職員の意識改革・能力開発の促進 | 121 人材の育成と活用 | 【総】 |
| | 13 合理的・効率的な組織の整備 | 131 組織・機構の見直し | 【企】 |
| 2 成果重視の行政システムの構築 | 21 行政評価システムの活用 | 211 マネジメントサイクルの充実・整備 | 【企】 |
| | 22 民間活力の積極的な導入 | 221 民営化の推進 | 【総】 |
| | | 222 指定管理者制度・PFIの活用 | 【総】 |
| 3 健全な財政運営 | 31 財源配分の適正化 | 311 補助制度の適正化 | 【企】 |
| | 32 財源の強化・充実 | 312 予算の重点的効率的配分 | 【企】 |
| | | 321 受益と負担の適正化 | 【企】 |
| | | 322 自主財源の確保 | 【企】 |
| | | 323 収納体制の強化 | 【税】 |
| | 33 公共施設の有効活用と資産価値の維持向上 | 331 公共施設の有効活用・長寿命化の検討 | 【総】 |
| | 34 透明性の高い財政運営 | 341 財務情報の公表 | 【企】 |

1-D 情報の共有化を推進する

| | | | |
|---------------|--------------------|-----------------------|-----|
| 1 身近な生活情報の共有化 | 11 情報内容の充実 | 111 ホームページの充実 | 【企】 |
| | | 112 生活応援情報の充実 | 【企】 |
| | | 113 地域イベント情報の提供 | 【企】 |
| | | 114 的確な危機管理情報等の効果的な提供 | 【企】 |
| 2 情報環境の整備 | 21 情報通信ネットワーク環境の向上 | 211 ブロードバンド基盤の整備促進 | 【企】 |
| | | 212 庁内ネットワークの整備 | 【企】 |
| | | 213 個人情報保護対策の徹底 | 【総】 |
| | | 214 IT講習会等の実施 | 【生】 |
| 3 情報の公開 | 31 情報公開制度の活用 | 311 情報公開制度の推進 | 【総】 |

1-E 広域連携を推進する

| | | | |
|----------------|-------------------|------------------------|-----|
| 1 広域連携体制の強化 | 11 広域行政組織連携・機能の充実 | 111 県央都市圏首长懇談会の運営・支援 | 【企】 |
| | | 112 宇都宮地区広域連携研究会の運営・支援 | 【企】 |
| | | 113 各種広域連携組織の運営・支援 | 【総】 |
| | | 114 人事交流による職員の育成 | 【総】 |
| 2 広域共同・協力事業の推進 | 21 広域共同事務の推進 | 211 効果的な職員採用、研修等の実施 | 【総】 |
| | 22 施設の広域利用の拡充 | 212 広域防災対策の推進 | 【総】 |
| | | 221 斎場の適正な管理・運営 | 【保】 |
| | | 222 管外保育の実施 | 【健】 |
| | | 223 図書館・林・ツ施設等の利用促進 | 【企】 |

【総】 総務課 / 【企】 企画財政課 / 【税】 税務課 / 【町】 町民生活課 / 【健】 健康福祉課 / 【保】 保険環境課 / 【農】 農務課 / 【商】 商工観光課

資

□ 戦略プラン ! 重点事業 ♥ 町民意向等の反映項目

2 いのちが輝く元気な地域社会を創る

2-A 総合的な健康づくりを推進する

| | | | |
|-------------------------|------------------------|-------------------|-------|
| 1 心身の健康の保持、増進 | 11 個人・地域での健康意識の高揚と活動充実 | 111 「健康みぶ21計画」の推進 | 【健】 |
| | 12 健康づくりの啓発 | 121 健康ふくしまつりの開催 | ! 【健】 |
| 2 保健医療の充実 | ♥ 21 健康づくりサービスの提供 | 211 健康増進事業の推進 | ! 【健】 |
| | 22 難病・感染症対策 | 221 感染症予防対策 | 【健】 |
| | 23 歯科保健医療サービスの充実 | 222 予防接種事業の推進 | 【健】 |
| | | 231 ブラッシング指導 | 【健】 |
| | | 232 歯周疾患健診の実施 | 【健】 |
| 3 安心な医療体制の維持 | ♥ 31 救急医療体制の充実 | 311 救急医療対策の推進 | ! 【健】 |
| 4 健康管理サービス拠点制度の構築・整備の推進 | 41 住民の健康維持・管理施設の充実 | 411 保健福祉センターの維持管理 | 【健】 |
| | 42 健康危機管理体制の充実 | 421 関係機関との連携 | 【健】 |
| | | 422 検査体制の充実 | 【健】 |

2-B 共に助け共に支え合う地域社会を育てる

| | | | |
|----------------|--------------------|--------------------------------------|-------|
| 1 地域福祉力の向上 | ♥ 11 地域福祉の推進 | 111 地域福祉計画の策定 | ! 【健】 |
| | 12 人材の育成・確保 | 121 福祉委員活動の充実・支援 | ! 【健】 |
| | | 122 福祉団体の育成 | 【健】 |
| | | 123 心配ごと相談の実施 | ! 【健】 |
| | 13 ボランティア活動支援 | 131 ボランティアセンター活動支援・充実・育成 | ! 【健】 |
| 2 社会福祉団体、施設の充実 | ♥ 21 社会福祉法人・施設への支援 | 211 社会福祉協議会等への支援 | ! 【健】 |
| | 22 社会福祉団体の支援 | 221 身体障がい者福祉会等の支援 | ! 【健】 |
| 3 バリアフリーの充実・普及 | ♥ 31 広報・啓発の推進 | 311 福祉のまちづくりの普及・啓発 | 【健】 |
| | 32 施設のバリアフリー | 321 道路・公園・建築物及び交通バリアフリー化と利便性向上の啓発・推進 | 【健】 |
| | 33 心のバリアフリー | 331 心の教育、啓発等 | 【健】 |

2-C 未来に向けて、子ども・夢がすくすくと育つ環境を築く

| | | | |
|--------------|-------------------------|----------------------------|-------|
| 1 子育て家庭を応援 | ♥ 11 保育サービスの充実 | 111 特別保育の実施 | ! 【健】 |
| | 12 地域での子育て支援体制の向上 | 121 放課後児童対策の向上 | ! 【健】 |
| | 13 子育て家庭支援の向上 | 131 各種手当の適切な支給（児童手当・子ども手当） | 【健】 |
| | | 132 独自の子育て支援制度の充実 | ! 【健】 |
| | | 133 子育て医療費助成制度の充実 | ! 【健】 |
| 2 地域育成環境の充実 | ♥ 21 児童の権利・個性を尊重する環境づくり | 211 児童虐待に対する取り組み強化 | 【健】 |
| | 22 児童の健全育成の推進 | 212 子育てに関する相談業務の推進 | 【健】 |
| | 23 地域・家庭における育成環境の向上 | 213 地域ネットワークの整備 | 【健】 |
| | | 221 地域・世代間交流事業の充実 | 【健】 |
| | | 222 自治会活動の充実と協力支援 | 【健】 |
| | | 231 保育園の整備支援・適正配置等 | ! 【健】 |
| | | 232 ファミリーサポートセンター事業の充実 | 【健】 |
| 3 子育て支援機能の向上 | ♥ 31 子育て支援拠点の整備・充実 | 311 子育て支援センター機能の充実 | 【健】 |
| | 32 子育て支援施設の充実 | 312 児童館事業等の充実 | 【健】 |
| | | 321 保育園民営化の推進 | 【健】 |
| | | 322 民間保育園の育児環境の向上 | ! 【健】 |
| 4 ひとり親家庭を支援 | 41 自立支援の充実 | 411 就労・資格取得等への応援態勢の整備 | 【健】 |
| | 42 生活支援の充実 | 412 家庭への相談・指導等の充実 | 【健】 |
| | 43 援護体制等の育成・支援の充実 | 421 助成制度の充実 | ! 【健】 |
| | | 431 関係機関との連携強化 | 【健】 |
| | | 432 支援団体等の育成・支援 | 【健】 |
| 5 児童養育環境の充実 | ♥ 51 母子の保健体制の向上 | 511 妊産婦・乳幼児の健康診査・指導等の充実 | ! 【健】 |
| | 52 障がい児支援体制の向上 | 512 母子保健推進員との連携強化 | ! 【健】 |
| | | 513 不妊治療費の補助制度の充実 | ! 【健】 |
| | | 521 障がい児保育の充実 | 【健】 |
| | | 522 こども発達支援センター事業の充実 | 【健】 |

■ 2-D 高齢者の健康・自立・生きがいづくりを応援する

| | | | |
|-------------------|----------------|----------------------------|------|
| 1 安心して暮らせる高齢社会の実現 | 11 計画的な施策の推進 | 111 高齢者保健福祉計画の策定 | ！【健】 |
| 2 健康と生きがいづくりの充実 | 21 高齢者の社会参加の促進 | 211 老人クラブ・シルバー人材センターの育成・支援 | ？【健】 |
| | 22 生きがいづくりの推進 | 221 高齢者の介護予防・生きがい活動の充実 | ？【健】 |
| | 23 健康長寿者への敬愛 | 231 敬老事業の実施 | 【健】 |
| 3 高齢者生活支援の充実 | 31 生活支援事業の充実 | 311 高齢者の生活支援の充実 | ！【健】 |
| | 32 在宅介護事業の充実 | 321 家庭介護者への助成 | 【健】 |
| 4 介護予防対策の充実 | 41 介護予防対策の充実 | 322 在宅介護支援事業の実施 | ！【健】 |
| | | 323 日帰り介護事業の実施 | 【健】 |
| | | 411 地域支援事業の推進 | ！【健】 |
| | | 421 緊急時支援事業の推進 | ！【健】 |
| 42 緊急時地域支援の充実 | 421 緊急時支援事業の推進 | | ！【健】 |

■ 2-E 障がいのある人もない人も、共に暮らし共に参加する社会を実現する

| | | | |
|-------------|----------------|------------------|-------------|
| 1 日常生活の自立支援 | 11 生活支援の充実 | 111 生活支援事業の推進 | ！【健】 |
| | 12 福祉助成制度の充実 | 121 障がい者医療費の助成 | ？【健】 |
| 2 生活介護の充実 | 21 介護支援の充実 | 122 各種手当の支給 | 【健】 |
| | | 211 障がい者自立支援の推進 | ！【健】 |
| | | 212 障がい児等の発達支援 | ！【健】 |
| 3 社会的自立の促進 | 31 雇用の促進と就労の支援 | 311 障がい者の就労支援の充実 | ！【健】 |
| | | 32 社会参加の促進 | 321 参加機会の拡大 |

■ 2-F 健全な社会保障制度を充実する

| | | | | |
|---------------------|-------------------|-----------------------|-------------------------------------|-----|
| 1 健全な国民健康保険事業の運営・維持 | 11 保健事業の充実 | 111 人間ドック・脳ドック検診費用の助成 | 【保】 | |
| | | 112 特定健康診査・特定保健指導の推進 | ？【保】 | |
| | | 121 レセプト点検 | 【保】 | |
| 2 円滑な介護保険事業の運営 | 12 医療費の適正化の確保 | 122 受診状況・医療費の額の通知 | 【保】 | |
| | | 13 保険事業経営環境の向上 | 131 収納体制の強化 | 【税】 |
| | | 21 計画的な施策の推進 | 211 介護保険事業計画の策定 | 【健】 |
| | | | 212 新予防給付の推進（介護予防重視型への転換） | 【健】 |
| | | 22 介護保険事業の適正化の確保 | 213 保険者機能の強化（地域密着型サービスに対する指定・指導監督等） | 【健】 |
| | | | 221 要介護認定の公平性の確保 | 【健】 |
| | | | 222 介護給付費の適正化の推進 | 【健】 |
| 23 サービス環境の充実 | 23 認知症対策連携強化事業の推進 | 223 認知症対策連携強化事業の推進 | 【健】 | |
| | | 231 地域密着型介護施設の整備推進 | ！【健】 | |
| 24 サービスの質の確保 | 241 ケアマネージャー研修の実施 | 241 ケアマネージャー研修の実施 | 【健】 | |
| | | 242 事業者の指導 | 【健】 | |
| 3 生活困窮者への支援 | 31 相談体制・自立支援の充実 | 311 福祉委員等関係機関との連携強化 | 【健】 | |
| | | 312 相談活動の充実 | 【健】 | |

資

資-5 施策体系表

□ 戦略プラン ! 重点事業 ♥ 町民意向等の反映項目

3 調和のとれた元気なまちを創造する

■ 3-A 調和のとれた機能的な土地利用を推進する

| | | | |
|-----------------|-------------------|-----------------------|-------|
| 1 計画的な土地利用の推進 ♥ | 11 土地利用の適正化 | 111 土地利用調整基本計画の効果的な運用 | 【企】 |
| | | 112 都市計画マスタープランの適正な運用 | ! 【都】 |
| | | 113 区域区分・用途地域の適切な運用 | 【都】 |
| | | 114 優良農地の維持・保全 | 【委】 |
| 2 合理的な土地利用の促進 ♥ | 12 土地取引の適正化 | 121 国土利用計画法制度の的確な運用 | 【企】 |
| | | 122 地価公示・地価調査価格の公表 | 【企】 |
| 3 土地利用の形態の保全 ♥ | 31 農地、森林及び自然地等の保全 | 21 地籍調査事業の推進 | ! 【農】 |
| | | 311 保安林・地域森林計画民有林等の保全 | 【農】 |
| | | 312 農用地の有効活用 | 【農】 |

■ 3-B 魅力的な市街地を整備・促進する

| | | | | |
|--------------|-------------------|---------------------|------------------------------------|-----|
| 1 都市拠点の整備 ♥ | 11 駅周辺の整備 | 111 駅前広場の計画的な整備 | ! 【都】 | |
| | | 211 土地区画整理事業の推進 | ! 【都】 | |
| 2 既存市街地の充実 ♥ | 21 市街地形成の良好な環境づくり | 212 地区計画の導入 | 【都】 | |
| | | 213 地域の特性を活かした開発の促進 | 【都】 | |
| 3 新市街地の形成 ♥ | 31 新市街地の整備 | 311 地区計画の効果的な導入 | 【都】 | |
| | | 32 民間開発の調整・誘導 | 321 土地利用計画及び開発許可制度等に伴う市街地形成の効果的な推進 | 【都】 |
| | | | 331 開発・区画変更による住居表示の整備 | 【企】 |
| | | | | |
| | 33 住居表示の整備 | | | |

■ 3-C 総合的な交通体系を確立する

| | | | |
|--------------------|----------------|---------------------------|-------|
| 1 円滑な道路ネットワークの充実 ♥ | 11 幹線道路の整備 | 111 都市計画道路の整備推進 | 【建】 |
| | | 112 幹線町道の整備 | ! 【建】 |
| | 12 身近な生活路線の整備 | 121 地域に密着した道路の整備 | ! 【建】 |
| | | 122 六美地区まちづくり事業（一期、二期）の推進 | ! 【建】 |
| 2 公共交通ネットワークの向上 ♥ | 21 公共交通路線の整備拡充 | 211 鉄道・バス事業の維持拡充の推進 | 【企】 |
| | | 212 地域公共交通の導入 | ! 【企】 |
| 3 人に優しい交通環境の整備 ♥ | 31 交通バリアフリーの推進 | 311 歩道・通学路等の整備 | ! 【建】 |
| | | 312 施設のバリアフリー化 | 【建】 |
| | | 321 低公害車（公用車）の導入 | 【総】 |
| | | 322 アイドリングストップの普及啓発 | 【保】 |

■ 3-D 個性を生かした地域景観を創造する

| | | | |
|----------------|----------------------|---------------------------|-----------------|
| 1 美しい景観づくり | 11 良好な景観の保全・形成の推進 | 111 本丸地区（城下町）景観の保全 | 【都】 |
| | | 112 民間開発等を含めた景観形成 | 【都】 |
| | | 113 屋外広告物の適正な設置による良好な景観形成 | 【都】 |
| 2 個性の輝く地域づくり ♥ | 21 個性・特性を生かした景観形成の促進 | 211 大規模開発等における良好な景観形成の促進 | ! 【都】 |
| | | 22 景観意識の高揚 | 221 住民への啓発活動の実施 |

■ 3-E 良好な水環境を向上する

| | | | |
|---------------|------------|--------------------------|-----|
| 1 水環境の保全・整備 ♥ | 11 河川水路の保全 | 111 河川の整備と改修の促進 | 【農】 |
| | 12 親水空間の整備 | 121 自然生態系に配慮した環境共生型整備の推進 | 【農】 |

4 安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する

■ 4-A 災害への対策を強化する

| | | | | |
|-------------|---|----------------------|-------------------------------------|-----|
| 1 防災体制の充実 | ♥ | 11 自主防災組織の育成 | 111 自主防災組織の充実と結成の支援 | 【総】 |
| | | 12 防災意識の高揚 | 121 防災マップの改訂 | 【総】 |
| | | 13 関係機関との連携強化 | 122 防災訓練の実施 | 【総】 |
| | | 14 耐震改修の促進 | 131 広域防災体制の強化 | 【総】 |
| 2 消防機能の強化 | ♥ | 21 常備消防との連携強化 | 132 地域民間企業との連携 | 【総】 |
| | | | 141 公共施設等の耐震改修の実施 | 【学】 |
| | | 22 消防団の充実と育成 | 142 住宅の耐震診断・改修の支援 | 【都】 |
| | | | 211 広域消防組合の運営支援 | 【総】 |
| 3 救急救助体制の強化 | ♥ | 23 消防施設の整備 | 221 消防団員の確保 | 【総】 |
| | | | 222 消防団活動の促進 | 【総】 |
| | | 31 救急救助力の強化 | 231 消防防災施設の整備推進 | 【総】 |
| | | | 232 消防防災関連機材の整備 (緊急情報伝達装置、消防車両等) | 【総】 |
| | | 311 応急手当の指導 | 【総】 | |
| | | 312 医療機関との協力体制の強化 | 【総】 | |
| | | 313 応急手当機材等の整備及び普及啓発 | 【総】 | |

■ 4-B 安全・安心なまちを構築する

| | | | | |
|----------------|---|-----------|-------------------------|-----|
| 1 防犯体制の強化 | ♥ | 11 連携の強化 | 111 警察との連携 | 【総】 |
| | | | 112 地区防犯組合活動の充実・支援 | 【総】 |
| 2 犯罪の起きにくい環境整備 | ♥ | 21 防犯力の向上 | 113 こども避難所の拡充 | 【生】 |
| | | | 211 防犯灯の整備促進 | 【総】 |
| | | | 212 自治会管理防犯灯の新設及び維持費の支援 | 【総】 |

■ 4-C 交通安全対策を充実する

| | | | | |
|-----------------|---|--------------|----------------------|-----|
| 1 交通安全マナー・意識の向上 | ♥ | 11 交通安全活動の推進 | 111 交通指導員の配置 | 【総】 |
| | | | 112 交通安全活動の実施 | 【総】 |
| 2 交通環境の向上 | ♥ | 21 交通安全施設の整備 | 113 交通安全活動団体への支援 | 【総】 |
| | | | 211 道路反射鏡、ガードレール等の整備 | 【総】 |

■ 4-D かけがえのない地球環境を保全する

| | | | | |
|-----------------|---|-------------------|------------------------------|---------------|
| 1 安心な生活環境の確保 | ♥ | 11 水質の保全 | 111 ゴルフ場農業環境影響調査・河川水質調査の実施 | 【保】 |
| | | 12 生活型公害への指導 | 121 騒音等の近隣公害への対策・指導 | 【保】 |
| 2 豊かな自然環境の保護 | ♥ | 21 緑園（緑の砦）等の形成・保全 | 211 緑の拠点を形成する公園や平地林の保全 | 【農】 |
| | | | 221 天神沼の保全 | 【農】 |
| | | 22 自然生態系の保全 | 222 河川環境の保護 | 【建】 |
| 3 環境保全への取り組みの強化 | ♥ | 23 学習林の効果的な利活用 | 231 わんぱく北っ子の森、わんぱく睦っ子の森等の利活用 | 【農】 |
| | | | 311 地球温暖化防止への取り組み | 【保】 |
| | | 32 環境管理活動の推進 | 321 環境マネジメントシステムの普及・促進 | 【保】 |
| | | | 33 環境活動の推進 | 331 環境美化運動の実施 |
| | | 332 こどもエコクラブ事業の推進 | 【保】 | |
| | | 34 廃棄物不法投棄の防止 | 341 不法投棄パトロールの強化 | 【保】 |

■ 4-E 豊かな花と緑に囲まれた快適な暮らしを実現する

| | | | | |
|--------------|---|--------------|--------------------|-------------|
| 1 公園・緑地空間の充実 | ♥ | 11 拠点公園の維持管理 | 111 壬生総合公園の維持管理 | 【都】 |
| | | | 112 東雲公園・城址公園の維持管理 | 【都】 |
| 2 緑化意識の高揚 | ♥ | 12 身近な公園の整備 | 121 小中規模公園の整備管理 | 【都】 |
| | | | 21 住民活動の支援 | 211 全町緑化の推進 |

資

資-5 施策体系表

□ 戦略プラン ! 重点事業 ♥ 町民意向等の反映項目

■ 4-F 資源循環型社会を構築する

| | | | |
|----------------|---------------|------------------------|-------|
| 1 ごみ減量化の推進 ♥ | 11 減量化の推進 | 111 家庭用ごみ処理機の設置促進 | ! 【保】 |
| 2 再利用・資源化の推進 ♥ | 21 分別収集の推進 | 211 資源ごみ回収の推進 | ! 【保】 |
| | | 212 農業用廃ビニール処理対策の推進 | 【農】 |
| 3 廃棄物の適正処理の強化 | 31 収集体制の強化 | 311 ごみ収集及び運搬業務の強化 | 【保】 |
| | 32 ごみ処理体制の効率化 | 321 清掃センター・環境センターの管理運営 | ! 【保】 |
| | | 322 広域処理に向けた検討 | 【保】 |

■ 4-G 快適で衛生的な生活を確保する

| | | | |
|-----------------|--------------|-----------------------|-------|
| 1 生活における衛生の確保 ♥ | 11 生活衛生の推進 | 111 あき地の適正管理の推進 | ! 【保】 |
| | | 112 ペットマナーの向上と適正飼育の推進 | 【保】 |
| 2 食品衛生の確保 | 21 安全な食生活の推進 | 211 衛生機関との連携強化 | 【健】 |
| 3 衛生的な墓地の確保 ♥ | 31 霊園・墓地の整備 | 311 聖地公園の整備・管理 | ! 【都】 |
| | | 312 斎場の広域運営活用 | 【保】 |

■ 4-H 良質な水を安定供給する

| | | | |
|-----------------|------------------------|--------------------|-------|
| 1 安全で安定した水の供給 ♥ | 11 安定した取水 | 111 新たな水源の確保 | 【水】 |
| | 12 安定した配水 | 121 配水場の施設更新事業 | 【水】 |
| | | 122 配水場施設の耐震調査及び計画 | 【水】 |
| | 13 安全な水の供給 | 123 老朽管の更新 | ! 【水】 |
| 2 普及率の向上 | 21 未加入者の加入促進 | 131 水質検査による安全性の確保 | 【水】 |
| | 22 未整備地域の解消 | 211 未加入者への加入PR | 【水】 |
| 3 健全な経営の推進 ♥ | 31 アウトソーシング（個別業務委託）の推進 | 221 配水管の新設 | ! 【水】 |
| | | 311 料金徴収事務の委託 | ! 【水】 |
| | | 312 水道施設の維持管理業務委託 | ! 【水】 |

■ 4-I 適切に排水を処理する

| | | | |
|---------------|----------------|-------------------------|-------|
| 1 汚水処理施設の整備 ♥ | 11 公共下水道の整備 | 111 単独、流域関連公共下水道事業の推進 | ! 【下】 |
| | 12 農業集落排水事業 | 121 農業集落排水施設の整備（黒川東部地区） | ! 【農】 |
| | 13 浄化槽の設置促進 | 131 浄化槽の設置促進 | ! 【保】 |
| 2 下水道の適切な維持管理 | 21 施設等の適切な維持管理 | 211 下水道施設の計画的な維持管理 | ! 【下】 |
| | | 212 北部処理場の改築更新、増設 | ! 【下】 |
| | 22 し尿の適正処理 | 221 クリーンセンターの管理運営 | 【保】 |
| 3 資源循環型社会への対応 | 31 下水道資源の有効活用 | 311 下水道発生汚泥の再利用 | ! 【下】 |
| 4 雨水処理対策の推進 ♥ | 41 雨水幹線等の整備推進 | 411 雨水幹線等の整備 | 【下】 |
| | 42 雨水排水施設の整備 | 421 六美地区雨水排水施設の整備 | ! 【建】 |
| | | 422 雨水処理能力の向上 | 【建】 |

■ 4-J 健全な住生活を支援する

| | | | |
|----------------|---------------|--------------------|-------|
| 1 町営住宅の供給 | 11 町営住宅の供給・整備 | 111 計画的な町営住宅の改修 | 【建】 |
| | | 112 公営住宅等長寿命化計画の策定 | ! 【建】 |
| | | 113 町営住宅建替基本計画の策定 | ! 【建】 |
| 2 健全な住宅環境の推進 ♥ | 21 住宅環境の整備 | 211 住宅団地集会場の維持管理 | 【建】 |
| | | 212 住宅改修費助成事業の推進 | 【健】 |

■ 4-K 安全で豊かな消費生活を推進する

| | | | |
|-------------------|---------------|--------------------------|-------|
| 1 消費者組織の育成 ♥ | 11 団体の育成と活動支援 | 111 消費者友の会活動の支援と育成 | ! 【町】 |
| 2 消費者被害防止・救済の実施 ♥ | 21 相談体制の充実 | 211 県消費生活センター等相談窓口との連携強化 | ! 【町】 |

5 個性が輝き文化が薫る、学びの社会を実現する

■ 5-A 潤いに満ちた生涯学習を振興する

| | | | | | |
|-----------------|---|---------------|-------------------------|----------------------|-----|
| 1 多様な学習活動の支援 | ♥ | 11 学習内容の充実 | 111 各種講座等の開催 | ! | [生] |
| | | | 112 生涯学習館フェスティバルの開催 | | [生] |
| | | | 113 公民館まつりの開催 | | [生] |
| 2 学習成果の地域社会への活用 | ♥ | 12 施設の整備・充実 | 121 社会教育施設の改修 | ! | [生] |
| | | | 122 自治会公民館の支援 | | [生] |
| | | | 13 図書館サービスの充実 | 131 図書館ネットワークの充実 | |
| 3 文化・芸術活動の振興 | ♥ | 13 図書館サービスの充実 | 132 資料の充実 | ! | [生] |
| | | | 133 情報検索機能の充実 | ! | [生] |
| | | | 21 成果活用機会の充実 | 211 講師派遣事業の推進 | |
| | | 22 団体の育成・活動支援 | 212 学校地域支援ボランティア活動の推進 | ! | [生] |
| | | | 221 団体・自主グループ・サークル活動の支援 | | [生] |
| | | | 31 文化芸術活動の推進 | 311 音楽・芸術鑑賞会等の支援及び開催 | ! |
| | | 31 文化芸術活動の推進 | 312 文化祭の開催と文化交流の推進 | | [生] |
| | | | 313 文化・芸術活動（一芸）の支援 | ! | [生] |

■ 5-B 歴史・伝統を学び、新たな文化を創造する

| | | | | | |
|-----------------|---|-----------------|-----------------------|---|-----|
| 1 文化遺産の保護・活用 | ♥ | 11 文化財の保護 | 111 埋蔵文化財の発掘調査 | | [生] |
| | | | 112 文化財の維持管理事業 | | [生] |
| | | | 113 史跡整備の推進 | ! | [生] |
| 2 地域伝統・歴史の再興・継承 | ♥ | 21 地域文化の継承 | 114 文化遺産の活用と普及啓蒙 | | [生] |
| | | | 211 伝統芸能の後継者育成と活動支援 | | [生] |
| | | | 212 無形民俗文化財保存会交流事業の推進 | ! | [生] |
| 3 地域の歴史の再発見・発信 | ♥ | 31 地域歴史・文化の調査研究 | 311 企画展の開催 | ! | [生] |
| | | | 312 地域史の研究 | ! | [生] |
| | | | 313 地域文化の研究 | ! | [生] |

■ 5-C 自ら学びたくましく生きる力を育む学校教育を推進する

| | | | | | | |
|----------------|---|------------------|--------------------------|------------------|-------------|-----|
| 1 幼児教育の充実 | | 11 園児をもつ家庭への支援 | 111 各種支援制度の運用・充実 | ! | [学] | |
| | | | 12 教育環境の充実 | 121 子育て支援事業の推進 | ! | [学] |
| | | | 2 小・中学校教育の充実 | 21 教育内容の充実 | 211 心の教育の推進 | ! |
| | ♥ | 21 教育内容の充実 | 212 情報教育の推進 | | [学] | |
| | | | 22 特別支援教育の充実 | 213 学力向上支援員等の配置 | ! | [学] |
| | | | 23 教育環境の整備・充実 | 221 障がい配慮した教育の充実 | | [学] |
| | | 24 相談体制の充実 | 222 バリアフリー化の推進 | | [学] | |
| | | | 25 幅広い学びの充実 | 231 各小・中学校の整備・修繕 | ! | [学] |
| | | | 26 開かれた学校づくりの推進 | 232 子育て支援の推進 | ! | [学] |
| 3 様々な教育力の連携の推進 | ♥ | 31 学校・家庭・地域等との連携 | 241 教育相談員の配置 | ! | [学] | |
| | | | 251 マイ・チャレンジ事業等社会体験活動の推進 | ! | [学] | |
| | | | 261 学校評議員制度の推進 | | [学] | |
| | | 31 学校・家庭・地域等との連携 | 311 異校種間交流の推進 | | [学] | |
| | | | 312 異年齢間交流の推進 | | [学] | |

■ 5-D すべての住民が競い、触れあい、スポーツを楽しむ環境を創る

| | | | | | | |
|----------------|---|----------------|------------------|---------------------|-----|-----|
| 1 生涯スポーツの普及促進 | ♥ | 11 人材・団体の育成 | 111 スポーツ指導者の育成 | | [ス] | |
| | | | 12 地域型スポーツの推進 | 112 スポーツ団体の大会開催支援 | ! | [ス] |
| | | | 13 スポーツ施設の充実 | 121 総合型地域スポーツクラブの支援 | ! | [ス] |
| 2 幅広い町民スポーツの振興 | ♥ | 21 スポーツ参加機会の拡大 | 122 学校体育施設の開放 | | [ス] | |
| | | | 131 新体育館整備の検討・推進 | ! | [ス] | |
| | | | 132 安全・快適な施設管理 | ! | [ス] | |
| | | | 211 各種大会の開催 | | [ス] | |

資

資-5 施策体系表

□ 戦略プラン ! 重点事業 ♥ 町民意向等の反映項目

■ 5-E 青少年が健やかに育つ社会を実現する

| | | | | | |
|-----------------------|------------------|-----------------------|------------------|---------------------------|-------|
| 1 家庭教育の推進 | 11 家庭教育の充実 | 111 子育て・親育ち講座の開催 | ! (生) | | |
| | | 112 壬生子育て支援実行委員会活動の推進 | (生) | | |
| | | 113 家庭教育支援チームの活動支援 | (生) | | |
| | | 2 青少年活動の推進 | 21 青少年活動の充実 | 211 ふれあい体験活動の充実 | ! (生) |
| | | | | 212 青少年教育の充実 | ! (生) |
| | | | | 213 青少年活動推進事業の充実 | ! (生) |
| | | | | 214 子ども会育成会連絡協議会活動等の推進・充実 | (生) |
| | | | | 215 若者支援の充実 | ! (生) |
| | | 22 人材・団体の育成 | 31 健全な環境づくり活動の推進 | 221 各種青少年団体の活動支援 | (生) |
| | | | | 222 次世代青年リーダーの養成 | (生) |
| 311 社会環境浄化活動の推進 | (生) | | | | |
| 312 青少年健全育成実施委員会活動の推進 | (生) | | | | |
| 313 少年指導員会活動の推進 | (生) | | | | |
| 3 地域社会の育成活動の推進 | 31 健全な環境づくり活動の推進 | 314 世代間交流の推進 | (生) | | |

■ 5-F 共同参画社会の確立を目指し、個人・個性を尊重する

| | | | | |
|----------------|---------------|----------------------------------|------------------------|-------|
| 1 人権尊重と平等意識の高揚 | 11 意識啓発の推進 | 111 人権擁護活動の推進 | (町) | |
| | | 112 人権教育の推進 (公民館・学校等での人権講話等) | (生) | |
| | | 113 人権意識に向けた (男女共同参画を含む) 啓発活動 | (生) | |
| 2 男女共同参画の推進 | 12 相談・支援体制の充実 | 121 DV防止に係る啓発 | (生) | |
| | | 122 相談窓口の充実 | (町) | |
| | 21 推進体制の整備 | 22 性別による固定的な役割分担の解消 | 211 男女共同参画の促進 | ! (生) |
| | | | 212 男女共同参画推進委員会の運営 | (生) |
| | | | 221 女性の社会参画の促進 | (生) |
| | | | 222 男性の家事、育児、介護等への参画促進 | (生) |
| | | 223 男女共同参画講演会等の実施 | (生) | |

■ 5-G 国際理解を促進し、交流活動を推進する

| | | | |
|-------------|----------------|------------------------|-------|
| 1 国際理解の促進 | 11 外国文化への理解の促進 | 111 外国語指導助手の配置 | ! (学) |
| | | 112 行政情報サービス提供の他言語化の実施 | (総) |
| 2 国際交流活動の推進 | 21 交流活動の支援 | 211 中学生の海外派遣 | ! (学) |
| | | 212 国際交流協会事業の充実 | (総) |
| | | 213 関係団体への活動支援 | (総) |
| 3 国際平和の推進 | 31 普及啓発活動の推進 | 311 国際平和推進活動団体の支援 | (企) |
| | | 312 国際平和啓発活動の実施 | ! (企) |

6 活気に満ちた豊かで元気なまちを創る

■ 6-A 商業・サービス業を振興する

| | | | | |
|--------------|---|--------------|----------------------|-------|
| 1 商店街の活性化 | ♥ | 11 中心商店街の活性化 | 111 商工会活動事業への支援 | ! 【商】 |
| | | | 112 後継者・担い手の育成 | 【商】 |
| | | | 113 販売促進に向けた共同事業の推進 | 【商】 |
| | | | 114 地域ブランドの開発 | ! 【商】 |
| 2 経営基盤の強化 | ♥ | 21 経営指導の支援 | 211 経営技術習得・経営診断の支援 | 【商】 |
| | | 22 融資制度の支援 | 221 各種支援制度の紹介 | 【商】 |
| 3 新規開業の支援・強化 | ♥ | 31 新規開業支援 | 311 空き店舗の利用促進 | 【商】 |
| | | | 312 新規開業者の育成と支援体制の充実 | 【商】 |
| 4 市場機能の充実 | | 41 市場への支援 | 411 県南公設卸売市場管理・運営の支援 | 【商】 |

■ 6-B 工業を振興する

| | | | | |
|-----------------|---|--------------|------------------------|-------|
| 1 産業基盤の充実 | ♥ | 11 産業拠点の整備促進 | 111 みぶ羽生田産業団地の整備促進 | ! 【商】 |
| | | 12 立地企業への支援 | 121 設備設置への助成制度の検討 | 【商】 |
| | | 13 企業立地の促進 | 131 優良企業の誘致推進 | ! 【商】 |
| | | | 132 産業振興奨励事業の拡充 | ! 【商】 |
| 2 経営基盤の強化 | | 21 経営支援対策の充実 | 211 中小企業融資制度の充実・拡充 | ! 【商】 |
| | | 22 新規事業創出の支援 | 221 企業間、産・学・官の交流や連携の支援 | 【商】 |
| | | | 222 創業支援制度の充実 | 【商】 |
| 3 地場産業の振興とブランド化 | ♥ | 31 地場産業の活性化 | 311 おもちゃ産業等の活性化 | 【商】 |

■ 6-C 農林業を振興する

| | | | | |
|-----------------|---|------------------|------------------------|-------|
| 1 生産基盤の整備 | ♥ | 11 ほ場の整備の推進 | 111 ほ場の整備 | ! 【農】 |
| | | 12 生産性の向上 | 121 農道の整備 | ! 【農】 |
| 2 担い手の育成・確保 | ♥ | 21 地域農業担い手の育成 | 211 認定農業者の育成 | ! 【農】 |
| | | | 212 営農集団等の育成及び担い手の確保 | ! 【農】 |
| | | | 213 新規就農者の支援 | 【農】 |
| 3 農業生産の振興 | ♥ | 31 土地利用型農業の振興 | 311 農地利用の推進 | ! 【農】 |
| | | 32 園芸作物の生産振興 | 321 地域特性を活かした園芸作物の生産振興 | ! 【農】 |
| | | 33 地産地消の推進 | 331 学校給食への地元農産物の供給 | 【農】 |
| | | | 332 直売所の利用促進 | 【農】 |
| | | 34 生産技術の高度化 | 341 先端技術の導入による生産性の効率化 | 【農】 |
| | | 35 特色のある地域特産物の確立 | 351 地域特産物のブランド化の推進 | ! 【農】 |
| 4 畜産の振興 | | 41 安定した畜産経営の推進 | 411 安全で高品質な畜産物の生産 | ! 【農】 |
| | | | 412 防疫対策の充実 | 【農】 |
| | | 42 家畜環境保全の推進 | 421 資源循環型農業の振興 | 【農】 |
| 5 農村地域の活性化と交流推進 | | 51 都市と農村の交流促進 | 511 各種イベントによる地域づくりの推進 | ! 【農】 |
| | | 52 農業団体等の育成 | 521 各種団体の活動支援 | 【農】 |

■ 6-D 観光を振興する

| | | | | |
|---------------|---|---------------|------------------|-------|
| 1 観光資源の活用 | ♥ | 11 おもちゃ博物館の充実 | 111 施設の維持・管理 | ! 【商】 |
| | | 12 観光の支援 | 121 町観光協会への支援 | ! 【商】 |
| 2 観光ネットワークの構築 | ♥ | 21 観光回遊環境の整備 | 211 観光案内所の設置検討 | 【商】 |
| | | | 212 観光ルートの整備 | ! 【商】 |
| | | | 213 観光マップの作成 | 【商】 |
| | | 22 広域連携の強化 | 221 広域観光情報の集約・発信 | 【商】 |
| | | | 222 広域観光ルートの整備 | 【商】 |

■ 6-E 広域交流を推進する

| | | | | |
|-----------------------------|---|---------------------------|--|-------|
| 1 地域交流拠点施設 (道の駅みぶ) の機能充実 | ♥ | 11 地域交流拠点施設 (道の駅みぶ) の機能充実 | 111 パーキングエリアと壬生総合公園を生かした地域交流拠点施設 (道の駅みぶ) 整備の推進 | ! 【都】 |
| | | | 112 広域圏の活発な交流機能の促進に向けた拠点整備の推進 | ! 【都】 |

【総】 総務課 / 【企】 企画財政課 / 【税】 税務課 / 【町】 町民生活課 / 【健】 健康福祉課 / 【保】 保険環境課 / 【農】 農務課 / 【商】 商工観光課

資-5 施策体系表

□ 戦略プラン ! 重点事業 ♥ 町民意向等の反映項目

■ 6-F 雇用環境を充実する

| | | |
|---------|--|--|
| 1 雇用の安定 | ♥ <ul style="list-style-type: none"> 11 就労機会の拡大 12 労働環境の整備 13 職業能力の開発 | <ul style="list-style-type: none"> 111 就労情報の提供 ! 【商】 112 関係機関との連携 【商】 121 労働環境改善の普及啓発 【商】 122 講習会、研修会開催への支援 【商】 131 職業技術・技能向上のための情報の提供 【商】 |
|---------|--|--|

活力と創意が生きる 希望に満ちたまち みぶ

**壬生町第5次総合振興計画
後期基本計画**

発行 栃木県下都賀郡壬生町
<http://www.town.mibu.tochigi.jp/>
info@town.mibu.tochigi.jp
TEL 0282-81-1813・1814
編集 壬生町総務部企画財政課
発行日 平成23年3月

壬生町民憲章

わたくしたちは、めぐまれた自然と歴史ある壬生町民であることに誇りを持ち、ゆずりあいむすびあう豊かな心をもって連帯感に満ちた郷土をつくるため、この憲章を定めます。

- 1 心のふれあいを大切にし教養と文化の高い町をつくります。
- 1 自然と歴史を大切にしよりよい環境をつくります。
- 1 思いやりに満ちた心であたたかい社会をつくります。
- 1 働くことによるこびをもち豊かな生活をきずきます。
- 1 きまりを守り互いに信じあう明るい町をつくります。



町花 ゆうがお



町鳥 ひばり



町木 えのき

壬生町第5次総合振興計画
後期基本計画

平成23年3月

栃木県壬生町



©柊あおい